

子育 第4096号  
令和2年1月29日

各市町村保育担当主管課長 様

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の  
対応について（通知）

標記について、別添のとおり、文部科学省から通知があり、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める第一種感染症とみなされることとなりました（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条第2項）ので、貴管内の認定こども園に対して、周知いただきますようお願いします。

なお、保育所及び地域型保育事業を行う事業所については、学校保健安全法の直接の適用はありませんが、保育所保育指針の解説においても「いわゆる学校感染症として定められた感染症に罹患した子どもが当初を再開する時期については、学校保健安全法に基づく出席停止期間を目安とすることを基本とする。」とされていますので、同様の取扱いとし、貴管内の事業所に対して、周知いただきますようお願いします。

また、対応にあたっては、令和2年1月24日付け子育 第4046号にて通知をした「新型コロナウイルス関連の肺炎の発生防止対策の徹底について」及び保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）を参照してください。

なお、認可外保育施設の権限移譲済み市町村におきましては、貴所管の各認可外保育施設に対して、併せて周知をお願いいたします。

連絡先	大阪府福祉部子ども室子育て支援課 認定こども園・保育グループ 植松 康恵 TEL：06-6944-6678 FAX：06-6944-3052
-----	---